

令和 3 年

第 3 回柳泉園組合議会定例会会議録

令和 3 年 8 月 2 6 日開会

柳泉園組合議会

令和3年第3回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	1
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・諸般の報告	3
・行政報告	4
・一般質問	1 5
・議案第12号（上程、説明、質疑、討論、採決）	1 9
・令和3年度柳泉園組合行政視察（案）について	2 1
○閉 会	2 3

令和3年第3回

柳泉園組合議会定例会会議録

令和3年8月26日 開会

議事日程

1. 会期の決定
 2. 会議録署名議員の指名
 3. 諸般の報告
 4. 行政報告
 5. 一般質問
 6. 議案第12号 柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例
 7. 令和3年度柳泉園組合行政視察（案）について
-

1 出席議員

1番 島崎 孝	2番 沢田 孝康
3番 村山 順次郎	4番 後藤 ゆう子
5番 小林 たつや	6番 遠藤 源太郎
7番 鈴木 たかし	8番 小西 みか
9番 佐々木 あつ子	

2 関係者の出席

管理者	並木 克巳
副管理者	渋谷 金太郎
副管理者	池澤 隆史
助 役	鹿島 宗男
会計管理者	廣瀬 明子
清瀬市市民環境部長	高見澤 進吾
東久留米市環境安全部長	下川 尚孝
西東京市みどり環境部長	青柳 元久

3 事務局・書記の出席

総務課長	米 持 讓
施設管理課長	濱 田 伸 陽
技術課長	濱 野 和 也
資源推進課長	横 山 雄 一
書記	近 藤 修 一
書記	上 里 直 樹
書記	八 角 秀 亮
書記	田 中 佐 知

午前10時00分 開会

○議長（鈴木たかし） 定足数に達しておりますので、ただいまより令和3年第3回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（鈴木たかし） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことにつきましては、8月17日に代表者会議が開催されております。東久留米市の代表委員、島崎孝議員に報告を求めます。

○1番（島崎隆） おはようございます。去る8月17日に令和3年第6回代表者会議が開催され、令和3年第3回柳泉園組合議会定例会について協議されておりますので、御報告申し上げます。

令和3年第3回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、8月26日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりでございます。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもつての報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行い、行政報告に対する質疑をお受けいたします。

次に、「日程第5、一般質問」を行います。期限までに1名の方が通告されております。

次に、「日程第6、議案第12号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例」を上程し、採決いたします。

次に、「日程第7、令和3年度柳泉園組合行政視察（案）について」の説明を求め、質

疑をお受けいたします。

以上で本日本日予定された日程が全て終了となり、令和3年第3回柳泉園組合議会定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鈴木たかし） 報告が終わりました。

これより代表委員報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 質疑なしと認めます。以上をもって代表委員報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員御報告のとおり本日1日限りとし、日程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（鈴木たかし） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第1番、島崎孝議員、第2番、沢田孝康議員、以上のお二方をお願いいたします。

○議長（鈴木たかし） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木たかし） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（並木克巳） 本日、令和3年第3回柳泉園組合議会定例会の開催にあたりまして、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、各市とも第3回定例会の開催を控えましてそれぞれお忙

しい中でいらっしゃることに加え、今なお新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のための緊急事態宣言が発出されている中、本日の定例会に御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で5月から7月までの主な事務事業につきまして御報告させていただきます。また、御案内のとおり、条例の一部改正についての議案を御提案させていただいております。御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、第3回柳泉園組合議会定例会の開会にあたりまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木たかし） 「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（鹿島宗男） それでは、行政報告をいたします。

今回の行政報告につきましては、令和3年5月から7月までの3か月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。

1、庶務について、（1）事務の状況についてでございます。第2回定例会について協議を行うために、5月13日に第5回事務連絡協議会、同月17日に第5回管理者会議を開催いたしました。

次に、毎年度、春と秋に柳泉園組合の事務事業について周辺自治会の皆様に御理解を深めていただくために開催いたしております周辺自治会定期協議会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、資料配布にて開催に代えさせていただきました。

さらに、指定管理者の持つノウハウを生かすために厚生施設の運営や利用形態を変更することを周辺自治会の皆様に説明するため、7月8日に東久留米市側と東村山市側の合計9自治会合同の臨時協議会を開催いたしました。

次に、情報公開について、全部公開したにもかかわらず、これを不服とした請求者からの不服申立てが行われたため、これを審査するために本年3月から開催されてきた情報公開審査会が5月13日と6月9日に開催され、その答申が6月21日に提出されました。

次に、7月13日には、柳泉園組合が抱える諸問題について検討するため、第2回事務連絡協議会幹事会を開催いたしました。

続きまして、（2）訴訟の状況についてでございます。かねてよりお知らせしてまいり

ました住民訴訟上告事件について、6月16日に最高裁判所第二小法廷にて、裁判官全員一致の意見により、当方の勝訴が決定されました。この決定についての詳細は、後ほど担当から報告させます。

続きまして、2ページの2、見学者についてでございますが、表1に記載のとおりでございます。施設見学につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により緊急事態宣言が発令されている期間は全て中止としておりますが、解除された期間に一度に受け入れる人数の制限、手指の消毒、マスクの着用等を行い、感染症拡大防止対策を取った上で実施しております。

なお、小学校の社会科見学につきましては、緊急事態宣言が解除された場合においても、現状では人数の関係上、ほぼ受け入れられない状況となっておりますが、施設紹介の「子ども用DVD」と「見学のしおり」を希望する学校に配布しております。

続きまして、3、ホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございます。

続きまして、4、ごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりでございます。

続きまして、3ページの5、監査についてでございます。両監査委員により、5月17日に令和3年1月から3月までの例月出納検査を実施していただきました。7月30日には、令和2年度の出納整理期間分と令和3年度の4月から5月までの例月出納検査を実施していただくとともに、令和2年度分の1月から3月まで及び出納整理期間並びに令和3年度の4月から5月までの財務監査を実施していただきました。

続きまして、6、契約の状況については、今期は工事契約6件、委託契約3件を締結しております。詳細につきましては行政報告資料に記載してございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1、ごみ及び資源物の搬入状況についてでございます。

今期における関係市のごみの総搬入量は、表4-1に記載しておりますとおり1万8,272トンでございます。これは昨年同期と比較しまして、1,072トン、5.5%の減少となっております。

内訳といたしましては、可燃ごみは4ページの表4-2に記載しておりますとおり1万6,245トンで、昨年同期と比較しまして、627トン、3.7%の減少となっております。

不燃ごみは5ページの表4-3に記載しておりますとおり1,740トンで、昨年同期と比較しまして、451トン、20.6%の減少。

粗大ごみは表4-4に記載しておりますとおり287トンで、昨年同期と比較しまして、6トン、2.1%の増加となっております。

また、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、小平・村山・大和衛生組合から5月に437トンを受け入れました。

なお、関係市別、月別の各ごみの搬入量の内訳といたしましては、4ページの表4-1から5ページの表4-4に記載しておりますとおりでございます。

続きまして、6ページの表4-5でございますが、市民1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、表5-1及び7ページの表5-2は、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。

続きまして、表5-3につきましては、動物死体の搬入状況でございます。

続きまして、8ページの表6は、資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は1,358トンで、昨年同期と比較しまして、144トン、9.6%の減少となっております。

次に、2、施設の稼働状況でございます。

まず、(1)柳泉園クリーンポートの状況でございますが、5月から2号炉の定期点検整備補修を実施し、6月に完了いたしました。

また、報告済みではございますが、7月8日に3号炉のごみホッパ水冷ジャケットと呼ばれるごみ投入設備の冷却装置から水漏れが発生したため、3号炉を停止し、1号炉を起動させました。水冷ジャケットは7月中に修理が完了しております。

さらに、同月30日に発生した落雷により、検量棟ごみ計量器3号機が破損いたしました。この件につきましては、後ほど担当から報告させます。

排ガス中のばい煙測定は、5月に1号炉と3号炉、6月に1号炉と2号炉、7月に2号炉と3号炉で実施しております。排ガス中のダイオキシン類測定は5月及び7月に実施しております。工場内の作業環境ダイオキシン類測定は6月に実施いたしました。下水道放流水測定につきましては毎月実施しております。

放射能関係の測定につきましては、焼却灰等と排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果は11ページ

の表12-1から12ページの表12-3に記載してございます。

可燃ごみ内容物調査につきましては、5月に私車6台、6月に私車3台、7月に私車3台に対して実施しております。さらに、5月と7月には可燃ごみ中の混入不燃物調査として、関係市ごとに公車、私車を各1台、合計6台に対して実施しております。

続きまして、9ページの表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、柳泉園クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は合計で1万8,351トンでございます。去年同期と比較しまして、760トン、4.0%の減少となっております。

10ページの表8及び表9は、ばい煙とダイオキシン類の測定結果を記載してございます。それぞれ排出基準に適合いたしております。

11ページの表10につきましては、水銀濃度分析計による測定結果を記載しております。今期の検出はございませんでした。

表11は、下水道放流水の各種測定結果を記載してございます。こちらにつきましても排除基準に適合いたしております。

続きまして、12ページの(2)不燃・粗大ごみ処理施設についてでございます。

既に報告済みではございますが、5月27日に破碎棟破碎機内でスプレー缶等が原因と思われる小規模な爆発事故が発生いたしました。詳細につきましては、後ほど担当から報告させます。

施設の整備状況といたしましては、今期は6月にバグフィルター清掃を実施し、7月に定期点検整備補修を実施いたしました。

続きまして、表13、不燃・粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃・粗大ごみの処理量は2,027トンで、去年同期と比較しまして、445トン、18.0%の減少となっております。

続きまして、(3)リサイクルセンターでございますが、今期は6月に定期点検整備補修を実施いたしました。

続きまして、表14、リサイクルセンター資源化状況でございます。資源化量は1,358トンで、去年同期と比較しまして、144トン、9.6%の減少となっております。

続きまして、14ページ、3、最終処分場についてでございます。焼却残渣は引き続き東京たま広域資源循環組合二ツ塚処分場内のエコセメント化施設に全量を搬出しており、今期の搬出量は2,155トンで、去年同期と比較しまして、140トン、6.1%の減少となっております。

続きまして、4、不燃物再利用状況についてでございます。不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物や屑ガラスにつきましては、埋立処分をせず、ガス化溶融による燃料ガスや路盤材として再利用を行っております。また、再利用の状況につきましては表16に記載しておりますとおりでございます。

続きまして、15ページ、し尿処理施設関係でございます。今期のし尿の総搬入量は176キロリットルで、昨年同期と比較しまして、12キロリットル、6.4%の減少となっております。表17-1から表17-3に搬入状況の詳細を記載しております。

続きまして、16ページ、2、施設の稼働状況でございますが、今期は7月に定期点検整備補修を実施いたしました。

続きまして、表18のし尿処理施設における下水道放流水測定結果につきましては、それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、17ページの施設管理関係、1、厚生施設についてでございます。この期は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る緊急事態宣言により、屋内施設が4月25日から5月31日まで、屋外施設が4月29日から5月11日まで臨時休業いたしました。その後、緊急事態宣言の要請内容が一部緩和したことなどに伴い、順次、時間短縮等を行いながら施設運営を再開いたしました。

既に御報告しておりますが、7月30日に落雷により給水設備が故障したため、浴場施設及び室内プールを臨時休業いたしました。詳細につきましては、後ほど担当から報告させていただきます。

各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、まず野球場につきましては、利用回数が289回で、昨年同期の116回に対して、173回、149.1%の増加。テニスコートの利用回数は1,555回で、昨年同期の170回に対して、1,385回、814.7%の増加。会議室の利用時間は522時間で、昨年同期の334時間に対して、188時間、56.3%の増加。室内プールの利用者数は1万3,455人で、昨年同期の7,986人に対して、5,469人、68.5%の増加。浴場施設の利用者数は1万361人で、昨年同期の8,512人に対して、1,849人、21.7%の増加。トレーニング室の利用者数は293人で、昨年同期の165人に対して、128人、77.6%の増加となっております。

詳細につきましては、17ページの表19-1から18ページの表19-3までに記載しておりますとおりでございます。

また、各施設の使用料の収入状況につきましては、表20に記載いたしましたとおりで

ございます。

続きまして、19ページの(3)施設の管理状況についてでございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表21及び表22に記載してございます。いずれも水質基準以下で管理を行っております。

また、行政報告資料といたしまして、「不燃・粗大ごみ処理施設の小爆発について」、「最高裁判所令和3年(行ツ)第50号事件外調書(決定)」についてと、資料はございませんが、「落雷による施設の被害」について、担当から説明させます。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

○資源推進課長(横山雄一) それでは、行政報告資料の10ページ、「不燃・粗大ごみ処理施設の小爆発について」を御覧ください。

5月27日(木曜日)午後2時頃、不燃・粗大ごみ処理施設破砕機内で爆発が発生いたしました。爆発は小規模で火災もなかったことから、消防車両1台が到着し、消防機関の現場検証の結果、爆発原因とされるものは発見されず、火災断定とはなりませんでした。当組合としては、スプレー缶やガスボンベが原因と推測しております。

この小爆発による人的被害及び設備の損傷はなく、ごみの搬入にも影響はございませんでした。防止対策としては、関係市に適切な分別収集を文書で依頼し、市民に対して分別の徹底の協力をホームページ等で周知し、また8月22日(日曜日)に発行したりゅうせんえんニュースにも記事を掲載しております。

今回の爆発で近隣住民の皆様及び関係者の皆様に御迷惑をおかけしたこと、大変申し訳なく思っております。今後も引き続き火災、爆発防止に努め、火災や爆発の原因となるスプレー缶、ガスボンベ及びリチウムイオン電池の対応について関係市と協議し、具体的な効果的な対策を実施したいと考えております。

○総務課長(米持譲) それでは、令和3年(行ツ)第50号住民訴訟上告事件外に係る調書(決定)について御説明させていただきます。

本件上告事件につきましては、原審は平成28年度に柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業契約の取消しを求めて提起されました平成29年(行ウ)第39号住民訴訟事件でございます。その後、関連事件の提起及び併合、控訴事件の提起、上告事件の提起と進み、途中で新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による中断等があったとはいえ、実に4年以上の期間を要しました。このたび、令和3年6月16日付で最高裁判所第二小法廷において、裁判官全員一致で決定されました。

決定の主文といたしましては、「1、本件上告を棄却する。2、本件を上告審として受理しない。3、上告費用及び申立て費用は上告人兼申立人らの負担とする。」とされ、当方の勝訴が決定いたしました。

この間、議員の皆様には多大な御心配をおかけいたしました。裁判所の決定という第三者機関による正当性を認められたことで無事に終結をすることができました。今後につきましても、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の適正な事務管理に努めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○技術課長（濱野和也） それでは、落雷によります施設の被害について、検量棟ごみ計量器に破損が生じたので報告させていただきます。

令和3年7月30日（金曜日）の午後0時1分頃に発生した落雷によりまして、検量棟ごみ計量器No. 3トラックスケールのロードセル及びカードリーダー盤が落雷のサージ電圧により破損してしまいました。本来であれば部品交換等の作業を行い復旧させたいところではありますが、今年度、計量器の更新を10月に予定しているところであり、破損した機器の部品も現在は製造されておらず、手配できない状況であることから、更新までの間は1号機及び2号機を使用しながら、安全にごみの受入れを行っているところでございます。ごみを持ち込まれる市民及び関係者の皆様方には御迷惑をおかけしまして、大変申し訳なく感じております。

なお、今回の件を踏まえ、落雷の防止策としては、他団体への状況調査や落雷防止機器の情報収集を行うなど、調査研究していきたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○施設管理課長（濱田伸陽） 落雷に伴い、給水設備の故障によって浴場施設を臨時休業した経緯について御報告します。

7月30日午後0時1分頃、室内プール及び浴場施設の水源となっております6号井戸の水中ポンプが落雷により過剰な電流、電圧を受け、故障しました。このため、同日の午後4時頃から室内プール及び浴場施設を臨時休業しました。

室内プールは、プール槽の側溝から流出しプール水が減る分を補給水として井戸水を利用しておりましたが、これを水道水に切り替え、翌日7月31日に営業を再開しました。ただし、浴場施設は浴槽のお湯を全量、毎日入替えし、シャワーなどにも井戸水を使用しているため、また施設の構造上、水道水に切り替えることが不可能であったため、7月3

0日以降も臨時休業しました。

これにより、浴場施設の営業を早期に再開できるように内部で検討した結果、修理不能となった水中ポンプの引揚げと仮設ポンプの設置工事を実施し、8月12日に施工を終え、8月13日から8月14日にかけて試運転調整、各設備の点検及び浴槽等の清掃を終え、8月15日から営業を再開することができました。

なお、仮設ポンプの設置にかかった費用は154万円です。

以上、御報告を終わります。

○議長（鈴木たかし） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○3番（村山順次郎） 1点目は、3号炉ごみホッパ水冷ジャケットからの水漏れ、それに伴う焼却の停止ですか、交換と言ったほうがいいのかもかもしれませんが、このところで柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業に関連して少しお聞きしたいと思います。

平成28年ですから2016年のときに今日と同じ第3回定例会ですが補正予算が出されて、そこで債務負担行為が設定されて、議会の議決として柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業をするという、ここが起点だったと認識をしております。

ここで私、補正予算に対する討論をしまして、技術的な面で委託をするとしても柳泉園組合が丸投げのようになってもらっては困る、柳泉園組合としても技術的な力量を維持、確保して欲しいと、そういうことを申し上げさせていただきました。今回の件がそうだと言っているわけではないのです。ただ、3号炉が焼却炉として一旦停止をするという事態になったというのは、一つの基準、出来事としては柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業が始まってからは初めてのことだろうと思うので、改めて少しこのところを確認させてもらいたいです。

御説明によると、今年度中には故障の原因となった箇所については修繕、修理をする予定になっていたと。ただ、その前手でその想定されていた不具合、故障が起こってしまって、結果、焼却が継続できなくなったと。当然その事業者側からは、こういう理由で今年度中交換する必要があるだろうという御提案、御説明があって、柳泉園組合としてもその説明をチェック、検討した上でそうですねとなって、今年度が始まって、結果的に不幸にもそれより前手で不具合が生じてしまった。この一連の経過ですね。

恐らく何らかの測定、何らかの調査を行って、まだ今年度のこの後のスケジュールで交

換するので間に合うだろう。その想定がどこかの段階ではあって、柳泉園組合としてもそうだねとなったと。これが、合理的な根拠に基づいて事業者側から説明があって、それを点検、確認した限りにおいてはそうだねとなってそうなったのか、あるいはそうでもないのか。この柳泉園クリーンポートの修理、修繕をするにあたって、どういうやり取りで至っているのか。今回の件をひとつ事例として御説明いただければと思います。

2点目ですが、私、不燃・粗大ごみ処理施設の耐震診断、想定される地震に耐え得る性能があるのかどうかというところの質問をして、耐震診断はしていないという御答弁があって、耐震診断するとなって、タイミング的に今定例会で間に合うのかどうかちょっと分からないところなのですが、この耐震診断について進捗がもしあれば御説明いただければと思います。

3点目ですが、私、久しぶりに先週室内プールを利用させていただきました。厚生施設、指定管理者制度が導入されてからは初めてだったのですけれども、特別すごいなというほどのところは特に感じなかったのですけれども、物販が始まっていたり、そういうところは印象があって、壁に今後はクラスとかプログラム、教室のようなものの募集の掲示もされていたなと感じました。取り立てて悪いところももちろんなかったということなのですけれども。

少し気になって質問しますのは新型コロナウイルス感染症対策です。事業者の皆さんは一定の休業期間もあって、その間は運営できないということになりますから、収入、収益の面からいうとハンディがあるわけですがけれども、一方で、柳泉園組合の厚生施設を舞台にクラスター的なことが起こってしまっただけでは、これは元も子もないわけです。室内プールを利用して、そのとき、更衣室ですがけれども、どうしても室内プール利用ということになるとマスクを外す、室内プールで泳いでいるときはどうしてもマスクは着けられませんか、更衣室で着替えて、シャワーを浴びて室内プールを利用する、この一連の区間のところはどうしてもマスクをしないで利用するという形になるわけですね。特にやはり更衣室、私が利用したときは三、四人ぐらいでしたけれども、これが10人、15人となってくると、着替えるときにマスクを外すという場面もあるでしょうし、お話をされる方もいらっしゃるのかなと思う。そうすると、ここが少しどうかという心配をしました。これは一例です。

質問したいのは、柳泉園組合の厚生施設を舞台にクラスター的なことが起こっていただければ困るなど。今、会場を運営されているところですがけれども、今、事業者の方と相談を

して取られている対策、ここのところを御説明いただければと思います。

○議長（鈴木たかし） 順次答弁を求めます。

○技術課長（濱野和也） それでは、今回発生しました水冷ジャケットからの水漏れに關しまして、一連の経緯、あと業者との関わりということで御報告させていただきます。

今回の3号炉の水冷ジャケットにつきましては、各炉におきまして約7年ごとに水冷ジャケットの補修を実施しております。その中で来年1月に実施される定期点検整備補修の中で、その中の鉄板更新を予定しておりました。

実施に向けた経緯につきましては、令和3年2月に鉄板部の肉厚測定を行った結果、鉄板部の肉厚が薄くなってきたため、来年1月の定期点検整備補修時に水冷ジャケットの鉄板部の張り替えを行うことを予防保全として適切に計画はしておりました。

水漏れ原因といたしましては、水冷ジャケットの鉄板は一枚物ではなく、鉄板部が分割で合わせられていることから、鉄板及び鉄板溶接部に可燃ごみが擦れて摩耗したことにより亀裂が入り、水漏れが発生したものと推測されます。搬入される可燃ごみを今後も引き続き十分な攪拌を行い、安心、安全、安定したごみ処理を行っていきたいと思っております。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、不燃・粗大ごみ処理施設の耐震診断についてでございます。

こちらにつきましては、8月13日に、速報ではございますが、結果が提出されております。その結果ですが、補強が必要であるという結果が出ております。今後、柳泉園組合内でこちらの内容や費用等を精査した上で、来年度予算編成に向けて対応を協議していきたいと考えているところでございます。

○施設管理課長（濱田伸陽） 指定管理者の事業計画による基本方針では、新しい生活様式に沿って安心、安全の施設環境を目指し、特に3密の条件が重なる場面では感染を拡大させるリスクが高くなるため、これを避ける対策を講じております。

具体的には、利用者が入場する際にはできるだけ2メートルの間隔を空けて、従業員による行列の整理、立ち位置の目印を付すなど入場整理を行うことで混雑を防ぐこと、また施設規模に応じて3密にならないように入場者数の制限を設けております。入場口や施設内各所にも消毒液を設置し、入場者の手指消毒の徹底を図っております。また、利用者の氏名及び連絡先の確認、団体利用の場合はその代表者に参加者の氏名及び連絡先の把握をお願いし、感染拡大防止対策に努めております。

○3番(村山順次郎) 最初の2点のところですが、私、柳泉園組合の事務事業を実施していくにあたって、やはり安全、安心のところ、安全というのはやはり実態としての安全が確保される、事業者の皆さん、職員の皆さん、あるいは厚生施設でいえば利用者の皆さん、柳泉園組合に関わる全ての人が安全であることが確保されるということが大事だろうと。これがまずあって、安心というのは実態として安全だよということが周辺住民の皆さん、利用者の皆さん、関係市の市民の皆さんに理解していただいているという状態が必要だということ。その次に安定ということで、安定的な処理ということを時々申し上げさせていただいて、それに付け加えて、それらができれば安価にできればいいなということを上申してきているところです。このごみホッパ水冷ジャケットの水漏れというのは、一つの契機にさせていただいてというのが一つです。

念のためお聞きするのですが、事業者の皆さんとのやり取りの中で、もっと早く交換したほうがいいのではないかと柳泉園組合から言ったり、あるいは事業者のほうから本当はもっと早く交換したいのだがどうかという提案があったり、そのようなやり取りがあったかどうか。あるいは、今の御説明であらかた分かったのですけれども、何らかの事情で来年の1月という時期になったのかどうか。そこら辺のもう少しやり取り、恐らく事業者から提案があって、柳泉園組合からそうですねとなったという経過だろうとは思いますが、そこら辺のやり取りのニュアンスを少し御説明いただければなということは質問させていただきたいと思います。

2点目は、これはまさに安全に関わる話で、私の職責から考えれば、柳泉園組合の建物が全て耐震性能備わっているのですよねと聞けばよかったではないかという自分の反省はあります。が、一方で、不燃・粗大ごみ処理施設がいつから稼動しているかちょっと把握しておりませんが、仮にその間地震があったらと思うと、やはり非常に課題だっただろうなと。ですので、いろいろな場面でその都度判断をされていくのだろうと思うのですけれども、この安全というところはもう一段確認をいただきたいなと。併せて、補強が必要だろうということでもありますから、全面的にそうなのか、あるここの部分がということなのか、その資料等、耐震診断結果のところについては議会のほうにも資料等も含めて情報提供いただけるようにここのところはお願いをして、要望で終わります。

厚生施設のところは、更衣室ということに限れば掲示があったかなという気はするのですが、ただ職務上、ある程度利用したところまで一応ずっと見た感じでは、10人、15人があの更衣室に、一遍に入ってしまうという事態も起こっていたし、起こり得るか

など少し感じたので、感染症拡大防止のところはもう少し事業者の方と工夫をしていただいてもいいかなと思いますので、この点はお願いをしておきます。1点だけです。

○技術課長（濱野和也） それでは、業者とのやり取りについて御報告申し上げます。

まず、業者側からは毎年行います定期点検整備補修を実施した際に、そこで例えば来年度こういった工事をしたほうがよろしいというような、そういった報告があった場合、業者側からの運転計画や修理関係等のまず報告がされます。その中でもし疑義が生じた場合は、その対応策についてこちらから尋ね、協議して、日頃から連絡を密にしているところでございます。

また、業者側とは毎日朝礼におきまして、私も毎日朝礼を出勤の場合やっておりますが、前日からの何か問題点等があればその場で報告し、対応すると。それと、あと月に1回、月例会議も設けまして、柳泉園組合側、業者側とそろいまして、それぞれ前月にあったこと、あるいは当月にこれから行う作業等の報告、あるいは問題点等があれば協議して調整して業務を行っていくというような形でやり取りをしております。

○3番（村山順次郎） 事業者の方々に適切な修繕、修理の計画を作っていただくということは、これはもともとお願いしているところなので、これはこれでお願いをしつつ、柳泉園組合のほうとしてはぜひ適切なモニタリング、もう少し言うと、仮に事業者からの提案で不備不足があれば、それがこうではないかということがキャッチボールして、ピッチャーとキャッチャーのように協力をして、より適切に安全にということと安定的にということとで、結果的に柳泉園クリーンポートが運営できるように、ここのところは従来からお願いしておりますけれども、この機会を捉えて改めてお願いしておきたいと思います。

○議長（鈴木たかし） ただいま要望のありました耐震診断結果資料については、次回議会までに議員全員に資料提出を求めます。よろしく願いいたします。

ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 質疑なしと認めます。

以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（鈴木たかし） 「日程第5、一般質問」を行います。

所定の期日までに通告された方は1名でございます。

それでは、後藤ゆう子議員の一般質問を行います。

○4番(後藤ゆう子) それでは、一般質問をさせていただきます。

本年6月11日にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が公布されました。この法には、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための様々な措置についてうたわれています。海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等があることや、日本が1人当たりの容器包装廃棄量が世界第2位であることを考えれば、国際社会の一員として速やかに国内のプラスチック類の資源循環を促進する必要や責任があるということはいくよくよく理解できます。

ただ一方で、この法の第5章第31条から第38条に定められた市町村の分別収集及び再商品化については、私には具体的なイメージができません。これは昨年7月に経済産業省と環境省がプラスチック製の容器包装と製品を資源ごみとして市町村が一括で分別回収する方針を発表したときからずっと疑問であり、当時この一報を受けて、こちらの議会でも西東京市議会でも質問をさせていただきましたが、正式な通知はまだ届いていないということで、その後、私自身も何も情報を得られないままでした。

そこで改めてお尋ねいたしますが、プラスチック類の一括分別回収をすることになれば柳泉園組合にどんな影響があるのかということと、来年4月1日の施行日までに検討や実施しなくてはならないことがあれば、それについての御答弁をお願いいたします。

○議長(鈴木たかし) 答弁を求めます。

○管理者(並木克巳) 後藤ゆう子議員の一般質問についてお答えいたします。

プラスチックごみの一括回収については、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、あらゆるプラスチック類の効率的な回収及びリサイクルが目的と認識しております。

今後、国の動向を注視し、関係市とともに協議してまいりたいと考えております。

○助役(鹿島宗男) 補足説明をさせていただきます。

運用面につきましては、今後、政令等で示されると認識しております。そのため、当組合への影響についてはその対処方法によって変わってきますので、今後、国の動向を見極め、関係市と情報を共有し、協議してまいりたいと考えております。

○4番(後藤ゆう子) 御答弁ありがとうございました。

やはりまだ、具体的な運用についての政令等は今後示されるということで、現時点では御答弁が難しいということが分かりました。

しかし、施行日まで残すところ半年ちょっとですし、私としては先が見通せないものの、

今後、柳泉園組合や、そして関係市に新たな財政的負担や新たな設備投資やプラスチック類リサイクル事業者の選定等が必要になるのかなど心配が尽きません。そこで、具体的な運用を考えるにあたって、確認したい点を4点質問させていただきます。

1点目は、現在、関係市はそれぞれで容器包装プラスチックを回収し、柳泉園組合以外へ運搬しています。プラスチック類を一括回収するとなると、それらを柳泉園組合に持ち込めるスペースはあるのでしょうか。

2点目は、現在、柳泉園組合に搬入される不燃ごみは、最初に破袋して手選別されています。ちょうど今週23日の月曜日に、NHK「ニュースウオッチ9」で、昨年から一括回収を開始した日野市の取組が紹介されていまして、そこでは新たな設備を造って、このプラスチック類の手選別を行う新たなベルトコンベヤでしょうか、設備を造って人を増やしたというところが紹介されていました。柳泉園組合でも同様にプラスチック類を手選別できるのでしょうか。そもそも柳泉園組合で処理されるプラスチック類の年間の量というものは組成分析などから分かるものなのか、その量についてお聞かせください。

3点目は、これも稚拙な質問なのですが、一括回収した容器包装と製品プラスチックがいろいろ混ざったプラスチックごみをリサイクルできる技術やルートというものがあるのでしょうかということ。

そして最後は、この法律は「努めなければならない」と規定されているので、努力義務であり、たとえ一括回収ができなくても刑事罰や過料は受けないはずだと思っています。施行日以降も従来どおりの処理方法を行った場合、この不燃ごみに混ざったプラスチック類のリサイクルはできなくなるのですけれども、それ以外に柳泉園組合にとって何か不利益があるのか、お分かりになっていらっしゃるのであればお示しください。

以上について御答弁をお願いいたします。

○資源推進課長（横山雄一） それでは、再質問の答弁をさせていただきます。

まず1点目、容器包装プラスチックの搬入スペースについてでございます。こちらにつきましては、当組合、不燃・粗大ごみ処理施設のごみピットが小さいため、これ以上の搬入物を貯留することは難しいと考えております。

2点目、プラスチック類を手選別すること及びプラスチック類の年間量についてでございます。現在、不燃ごみに混入されたスプレー缶や有価物等を手選別除去しております。さらにプラスチック類を手選別することは現状では難しいと考えております。

次に、プラスチック類の年間処理量についてでございます。令和2年度では約6,200

トン。内訳としては、柳泉園クリーンポートで焼却している軟質系プラスチックが約5,800トン、またガス化溶融で再利用している硬質系プラスチックが約400トンでございます。

次に3点目、プラスチックごみのリサイクル技術とルートについてでございます。当組合としては、技術はあると認識しておりますが、コスト面やリサイクルルートなど、今後、調査研究し、関係市と協議してまいりたいと考えております。

最後に4点目、従来どおりの処理での不利益についてでございます。当組合としては、いろいろ情報は得ておりますが、こちらにつきましても国から確定した情報が示されておられませんので、引き続き情報収集等に努めていきたいと考えております。

○4番（後藤ゆう子） ありがとうございます。少し質問するタイミングは早過ぎたのかなと思ったのですが、結構報道されているものですから、市民の人にとってはごみの収集が変わるのかしらという思いをされる人もいらっしゃると思って、今回させていただきました。

そうしますと、この容器包装プラスチックを柳泉園組合で保管というか貯留するのは難しいということも分かりましたし、不燃ごみからプラスチック類を手選別することも難しいということも分かりました。だとすると、柳泉園組合に搬入されるプラスチック類というのが、今後、市民の方が今まで不燃ごみに入れていたものを、どこだか分からないのですけれども、プラスチック類全部で出してしまったとすると、柳泉園組合に入ってくるプラスチック類が少なくなるのかなと思っているのですけれども、これも想定というか勝手な想像の中なので、また詳しく具体的な運用についてお分かりになりましたら、ぜひ議会のほうに、情報をお知らせいただければと思います。

一番懸念するのは市民の分別方法が変わるのかなというところで、市民の皆さん、今までも分別に、多摩地域は結構分別の種類も多いものですから、いろいろ御協力をいただいている中で、また分別方法が変わるとなると市民説明会のようなものを開いて分別の方法の変更についてお知らせしたり、収集日なんかも変わってくるでしょうから、そういった御理解を得るのに結構時間を要するのかなと思っていますので、今後、これについては私の場合は西東京市のほうで質問させていただきたいと思います。

最後になりますけれども、この法はプラスチック類の資源を再生させて循環させるということが目的ですけれども、今はやはり作るときも処理するときもCO₂を出すプラスチック類というものの量を減らしていくというほうに力を入れるべきなのではないかという

私の考えを述べて、一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（鈴木たかし） 以上をもって後藤ゆう子議員の一般質問を終了いたします。

○議長（鈴木たかし） 「日程第6、議案第12号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第12号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年4月1日から指定管理者制度を導入した柳泉園組合厚生施設の運営や利用形態などについて、指定管理者の持つノウハウをもって利用者の利便性を高めるため、本条例の整備を要することから、御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木たかし） 補足説明を求めます。

○総務課長（米持謙） それでは、補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、指定管理者が厚生施設の運営や利用形態について、利用者の利便性の向上を目的として、指定管理者が持つ様々なノウハウを柔軟に実施できるようにするために改正させていただく内容でございます。

それでは、2枚めくっていただき、議案第12号資料、新旧対照表を御覧ください。

第6条の2の表題を「使用時間」から「使用時間等」に改めます。次に、同条第2項中、「使用時間」を「別表第3に掲げる開設期間、使用時間、使用条件及び休業日」に改めます。これにより、想定されるものとして、開設時間の延長や休業日のイベント開催、年末年始の開設などが可能になるものでございます。

次に、第8条第1項第3号及び第10条の改正につきましては、文言の整理をするものでございます。

続きまして、別表第3の改正についてでございます。野球場の部及びテニスコートの部の使用時間の欄でございますが、「午前10時から午後12時まで」及び「午後12時から午後2時まで」という表記となっております。この「午後12時」という表記が、昼の12時か、夜中の12時か、定義の取り方により誤解を生じる可能性があるため、疑義を生じさせないために「正午」に改めるものでございます。

次に、同表の室内プールの部の使用条件の欄につきましては、貸切りコース数につきまして「3コースまで」とされているものを「2コースまで」とするものでございます。このことについては、団体貸切り使用している全ての団体に問い合わせて、2コースまでの使用で足りるということの確認をしております。この改正により、室内プールの運営面においても、全6コース中で、一般開放を4コース、貸切り使用を2コースとすることで、利用者が泳ぎやすく、利用者同士の接触や衝突の危険を低減できることが期待され、安全面の向上が図られるものと考えております。

本条例は、公布の日から施行するものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（鈴木たかし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第12号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例に対する質疑をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 内容に異論、疑問があるわけではないのですが、昨年2月に第1回定例会で同条例の改正があって、指定管理者制度導入の準備のための条例改正があって、今回また改正をするということで、本当だったら指定管理者制度導入で事業者を募集、選定する前の段階で条例で定めるような運営の在り方については整理がされていたほうがよかったのかなというふうな素朴な疑問を持ちます。周辺自治会の皆さんも定例の協議会は書面配付になって、臨時で集まっていたという経過もベストな条例改正の経過ではなかったかなという気も少しするのですが、今回この改正に至った経過ですね、整理が不十分だったのではという疑問を持つのですが、その経過について御説明を少しお願いしたいと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） 今回の条例改正は臨時に現行の休日等の休館日を営業日として利用機会の向上に努めることや、室内プールの団体貸切りのコースの変更について、室内プールの利用者のカテゴリーに応じて利用者が泳ぎやすくすることや、泳力の違いによる衝突を避けるために条例を改正させていただくこととなりました。このため、厚生施設の運営は、柳泉園組合の近隣の周辺自治会の意見等も参考にしながら進めておりますので、7月に開催した周辺自治会臨時協議会にも提案させていただき、了承を得ております。また、コースの貸切りにおいては、定期的に貸切り使用いただいている全ての団体に意見照会し、全団体から2コースに変更することの了承を得ましたので、今回の議会で提案させていただきました。

○3番（村山順次郎） 内容について悪いことだと思っているわけではないということは申し上げたとおりなので。お聞きしたのは、昨年2月の定例会のところでこの条例改正をしているので、そこで一括して、要はどの事業者が指定管理者になるかは別にしても、どういう条例改正をして募集をし選定をすればよかったのかという整理が不十分だったのではないのかなと少し疑問を持ったものですから。まあ、分かりました。

○議長（鈴木たかし） ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 質疑なしと認めます。

以上をもって議案第12号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより議案第12号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 次に、賛成の方の討論をお受けいたします。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 討論省略と認めます。

以上をもって議案第12号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例の討論を終結いたします。

これより議案第12号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木たかし） 挙手全員です。よって、議案第12号、柳泉園組合厚生施設条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木たかし） 「日程第7、令和3年度柳泉園組合行政視察（案）について」を議題といたします。

本件について事務局より説明いたします。

○総務課長（米持謙） 令和3年度柳泉園組合行政視察につきまして御説明申し上げます。

「令和3年度柳泉園組合行政視察（案）について」を御覧ください。

1の視察目的ですが、当組合の不燃・粗大ごみ処理施設は、昭和50年に竣工した施設で、老朽化が進む中、今後、施設の更新も視野に入れ検討する必要があるとございます。そのため、不燃・粗大ごみ処理施設の施設運営の在り方等の参考とするため、先進施設を視察するものでございます。

2の視察先は、埼玉県川越市の資源化センターでございます。

施設は、平成22年4月に竣工し、熱回収施設、リサイクル施設、環境プラザを備えた当組合と同様な立地に設置された都市型の施設でございます。

3の実施日及び行程でございますが、実施日は令和3年10月22日（金曜日）でございます。行程は、貸切りバスにより、午後0時45分に当組合を出発し、午後2時から2時間程度視察し、午後5時頃帰庁予定でございます。

4の参加人数は、記載のとおり23名を予定しております。

次ページ以降には、参考資料として視察先のパンフレットを添付しておりますので、御参照いただければと思います。

なお、通知につきましては、日にちが近づきましたら発送させていただきます。

また、今なお新型コロナウイルス感染症の拡大が収まっていない状況でございますので、行政視察の実施の最終判断は、9月末に議長と調整の上、決定させていただきます。

説明は以上でございます。

○議長（鈴木たかし） 以上で説明が終わりました。

これより令和3年度柳泉園組合行政視察（案）に対する質疑を一括してお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○5番（小林たつや） すみません、大したことではないのですが、今言われたとおり、新型コロナウイルス感染症の感染状況によってはということでしたので、バスで行かれるということですが、事によれば個人的に自家用車なり別の交通手段を使っていくようなことも可能かどうか。保険の関係とかがあると思うので、その辺がどうかと思ったので、そこだけお聞きしたいと思います。

○総務課長（米持譲） 御答弁させていただきます。

現在、貸切りバスの契約をしている段階で、保険等につきましても加入する段取りで動いている状況でございます。現在、感染拡大の状況でございますので、恐らく緊急事態宣言が発出されている際には中止となるとは考えておりますが、解除された後は議長と調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○5番（小林たつや） 結構です。

○議長（鈴木たかし） ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。令和3年度柳泉園組合行政視察につきましては、ただいまの報告のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木たかし） 御異議なしと認めます。

それでは、ただいま事務局より報告されましたとおり、令和3年度柳泉園組合行政視察は日程を10月22日（金曜日）とし、視察先は埼玉県川越市の資源化センターとすることに決しました。また、行政視察の実施に係る可否については、9月末日までに決したいと思います。実施する際には御参加のほど、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和3年第3回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午前11時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 鈴木 たかし

議 員 島 崎 孝

議 員 沢 田 孝 康